

令和元年度 第11回香取市農業委員会総会議事録

令和2年2月6日

2月6日(木)香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階全員協議会室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6号の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子			
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清		
5番	篠	塚	正	則	7番	寺	島	美	幸	
8番	片	野	壽	夫	9番	海	老	澤	武	
10番	富	澤	克	彦	11番	飯	森	孝		
12番	高	松	多	可	史	13番	鶴	澤	幹	司
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江		
16番	高	木	甚	一	17番	大	堀	潔		
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛		

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

6番 遠 藤 宏

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	高	橋	重	正	
農地班長	櫻	井	廣	子	主	査	滑	川	典	文
主	査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 3時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

6番 遠藤 宏委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第11回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、3番 石橋清勝委員、15番 林 藤江委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第7 報告第2号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和2年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから6ページで、整理番号は1番から12番までです。

整理番号1番、2番、7番および12番は、譲渡人が農業廃止のため、1番、2番、7番については、譲受人の自作地に近接する農地を12番については、従前から賃借している農地をそれぞれ売買により所有権移転をするものです。

整理番号3番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、譲受人の自宅前の譲渡人の農地の処分の協議が整い、売買による所有権移転をするものです。

整理番号4番と5番は、お互いの耕作利便性の向上により農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転をするものです。

整理番号6番と9番は父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与による所有権移転を受ける親子間贈与です。

整理番号8番と10番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号11番は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、法人の取締役である譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものでありますが、譲渡人は農業後継問題に懸念のあることから、法人に参加し農地の維持管理を行っていくものであります。

以上、12件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

12番高松委員 去る、1月28日、火曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は12件でありました。

案件については、写真、書類による審査に加え、整理番号11番については、農業経営新規参入会社である「〇〇〇〇〇〇〇〇」代表取締役 〇〇〇〇氏、取締役 〇〇〇〇氏、同じく取締役 〇〇〇〇〇〇氏を招集し、説明を求めました。

それでは、審査結果について、報告いたします。

最初に整理番号 11 番については、関係法人からの聞き取りにより、後継者不足による今後の農業経営存続のための法人立ち上げへの経緯と今後の農業経営の維持存続、確かな農業技術を確保いたしました。

また、事前審査時に提出があった営農計画・経費計画は審査会にて一部指摘し、その箇所について訂正を受けたものの訂正後は適正であると思われま。

整理番号 11 番を含む議案第 1 号の案件については、農地法第 3 条第 2 項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており権利取得後も適切な管理が行われるものと考えま。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願いま。

議 長 議案第 1 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたしま。

議案第 1 号 整理番号 12 番について、審議いたしま。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めま。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺うところでございますが、整理番号 12 番は私の案件でありますので、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 代読いたしま。

整理番号 12 番について、現地調査等を行った結果を説明いたしま。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの、遠隔地に住んでおり農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は従前から賃借をしている農地を取得し、農業経営の安定化を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしま。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めま。

次に、採決いたしま。

議案第 1 号 整理番号 12 番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 整理番号12番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の整理番号12番を除く11件について、審議いたします。

担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋清勝委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

木内推進委員においては電話にて連絡をしておきました。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地に住んでおり、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の隣接農地を取得し農業経営の合理化を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号2番について、本宮推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、7番 寺島美幸委員。

7番寺島委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため農地を処分したい意向であり、譲受人は自宅

前の農地で耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号4番、5番の2件について、9番 海老澤 武委員。

9番海老澤委員 整理番号4番および5番について、関連がありますので一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いの耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換により所有権移転するものです。

交換する農地は、作付良好な農地であり、農地交換後も同様に良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号6番について、10番 富澤克彦委員。

10番富澤委員 整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものであります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号7番について、11番 飯森 孝委員。

11番飯森委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、高木推進委員とは電話にて説明了解済みです。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの遠隔地居住のため、農業経営を行っておらず農地を処分したい意向があり、譲受人は自宅から近い農地を取得し規模拡大を図りたいことから、親戚関係にある譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号8番、9番の2件について、12番 高松多可史委員。

12番高松委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号8番、9番については、山田推進委員には電話連絡しております。

この申請は、譲受人が自作地近くの農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり各譲渡人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号9番について、報告いたします。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号10番について、13番 鵜澤幹司委員。

13番鵜澤委員 整理番号10番につきましては、案件場所が〇〇〇地先ということで、担当である伊東推進委員と現地調査等を行いましたので、その結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢のため農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものであります。

なお、譲受人の住所は〇〇〇となっておりますが、〇〇地区の〇〇〇に住宅があり、そこからの通作となるため営農に支障はないと思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号11番について、17番大堀 潔委員。

17番大堀委員 整理番号11番について、埴推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、法人の取締役である〇〇氏の農地に賃借権の設定を行うものであり、水稻栽培を計画しております。

〇〇氏は、個人としては農業後継問題に懸念があることから、法人に参加することにより農地の維持管理を行っていききたいとのことであります。

また、〇〇氏については私と同じ地域で知っている方であり農業について良く行っております。法人化により若い人もメンバーに入っており農地の荒廃化が防げるものと期待されます。

事前審査会において、農業経営の実績計画書における収支の内訳等について、疑問が提出されているほか、経営計画の再建等を促し修正の上、再提出をする様求めました。

再提出された計画書においては、組合員の営農状況や農作業計画、営農計画等も適正であり賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

なお、私の農地に近い地元の法人参入であることから、農地の見回り等を積極的に行っていきたいと思えます。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

18番栗林委員 整理番号11番について質問します。

何を作るのですか。

17番大堀委員 水田地帯なので米をつくります。

18番栗林委員 五反歩で。

17番大堀委員 取得要件で最低面積を一応会社の賃借権をやったというような格好なんです。

18番栗林委員 先ほどの経営計画として、五反歩で成り立つんですか。

17番大堀委員 もっと譲渡人は持っているんですが、徐々にこの会社と賃借権の設定をするような話をしていました。

18番栗林委員 はい、わかりました。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号中、整理番号12番の1件を除く11件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号中、整理番号12番の1件を除く11件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求め。令和2年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは7ページから15ページで、整理番号は1番から20番までです。

整理番号1番から16番は同一事業です。整理番号17番から20番も同一事業です。この2事業者による山砂採取事業の期間延長に伴う山砂採取用地、搬出路用地、土採取用地の一時転用期間の延長です。

以上、20件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条計画変更承認申請の案件は、20件であります。

整理番号1番から16番、整理番号17番から20番については、それぞれ同一事業であります。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性について問題ないとの意見でございます。承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番から16番の16件については、6番 遠藤 宏委員が欠席のため、議事進行上、事務局より意見の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号1番から16番につきましては、関連案件ですので、一括して現地調査等を行った結果を説明いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和2年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは16ページで、整理番号は1番から2番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は第一種農地ですが、不許可の例外事由Iであります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当します。

整理番号2番、転用目的は土採取用地で、権利の内容は賃借権設定で一時転用です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

以上、2件でございます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 班長 高松多可史委員。

1 2番高松委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は2件であります。

整理番号1番の専用住宅用地については、現地確認をし、また整理番号2番の土採取用地についても、ちょっと大雨が来ましたので車の中より現地確認しました。

それぞれ併せて写真および書類等でも審査いたしました。

この2件の案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、2番 平川君子委員。

2番平川委員 整理番号1番について、伊東推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和2年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第11次農用地利用集積計画は、整理番号1番から74番です。ページは17ページから45ページです。

所有権移転が6件、12,564㎡で、田が4,199㎡、畑が8,365㎡です。

次に、賃借権設定は65件、287,914.91㎡です。

内訳ですが、新規は46件で、178,305㎡で、田が159,654㎡、畑が18,651㎡です。

このうち、中間管理機構分は22件、65,763㎡、すべて田です。

再設定は19件、109,609.91㎡、田が109,414.91㎡、畑が195㎡です。

続きまして、使用貸借権設定は3件、12,920.21㎡で、田が5,991㎡、畑が6,929.21㎡です。

すべて新規です。

以上74件の第11次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号3番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号3番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号3番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号24番、25番2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号24番、25番の2件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 、整理番号24番、25番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号の整理番号3番、24番、25番の3件を除く71件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号3番、24番、25番の3件を除く71件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号3番、24番、25番の3件を除く71件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和2年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番から13番、ページは46ページから52ページです。

13件、すべて賃借権設定です。面積は、65,763㎡、すべて田です。

以上、13件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号13番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号13番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号13番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号の整理番号13番を除く12件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号13番を除く12件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号13番を除く12件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 日程第6 これより報告事項に入ります。

事務局より、説明をお願いします。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和2年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は5件です。

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和2年2月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は41件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4時42分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人